

学 习 院 大 学
大 学 院 学 则 案

昭和28年4月1日
施行

改正 平成13年5月29日

本院はすべて社会的地位や身分にかかわりなく広く男女学生を教育することを本旨として、教育基本法及び学校教育法に基づいて次の諸学校の学則の定めるところによつてこれらの男女に幼児の保育から大学教育に至る一貫した教養を与え、高潔な人格、確乎とした識見並びに近代人にふさわしい健全で豊かな思想感情を培い、これによつて人類と祖国とに奉仕する人材を育成することを目的とする。

学習院幼稚園

学習院初等科

学習院女子中等科

学習院中等科

学習院女子高等科

学習院高等科

学習院女子大学

学習院大学

附 則

この学則総記は、平成13年5月29日から施行する。

学 習 院 大 学 大 学 院 学 則

昭和28年4月1日
施行

改正	昭和30年4月1日	昭和32年4月1日
	昭和36年4月1日	昭和40年4月1日
	昭和42年4月1日	昭和43年4月1日
	昭和44年4月1日	昭和47年4月1日
	昭和48年4月1日	昭和49年4月1日
	昭和52年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和54年4月1日	昭和55年4月1日
	昭和55年5月28日	昭和55年10月29日
	昭和56年4月1日	昭和56年11月6日
	昭和57年4月1日	昭和57年10月29日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和60年5月27日
	昭和60年10月31日	昭和61年4月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成元年6月1日
	平成元年10月27日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成3年10月30日
	平成4年4月1日	平成4年10月30日
	平成5年4月1日	平成5年10月29日
	平成6年3月28日	平成6年4月1日
	平成6年7月14日	平成7年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日
	平成9年6月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	平成13年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和2年10月1日	令和3年4月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	令和6年4月1日	令和7年4月1日
	令和8年4月1日	

第1章 総則

第1条 本大学院は学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

第3条 修士課程の修業年限は標準2年とする。

2 博士課程の修業年限は標準5年とし、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。

3 本学則において、前項の前期2年の課程は博士前期課程といい、後期3年の課程は博士後期課程という。

4 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

5 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に本大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、学長の決定により、別に定める期間、長期履修生として、その履修を認めることができる。

6 前項に規定する長期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 研究科の組織、教育研究上の目的及び学生定員

第4条 本大学院に次の研究科を置く。

法学研究科

政治学研究科

経済学研究科

経営学研究科

人文科学研究科

自然科学研究科

国際文化交流研究科

第5条 本大学院各研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 法学研究科（博士前期課程）は、法律学について博士後期課程に進学するにふさわしい高度な知識又は高度の専門性を有する職業に必要な知見を修得し、適切な研究手法を用いて、主体的に法的な問題を分析・研究することができる人材を養成する。

二 法学研究科（博士後期課程）は、大学教員として学部学生を指導できるレベルの極めて高度な知見を修得し、独創的で明確な研究課題を設定し、適切な研究手法を用いて、主体的かつ自律的に法的な問題を発見・分析・研究することができる人材を養成する。

三 政治学研究科（博士前期課程）は、政策課題の発見及び政策立案などに関する高度な専門知識と実務能力を有する人材を養成する。

四 政治学研究科（博士後期課程）は、政治学の研究者及びその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍できる人材を養成する。

五 経済学研究科（博士前期課程）は、経済学の研究を行うための高度な専門知識を持ち、その知識を必要とする職業分野で活躍する人材及び経済学分野の研究者になるために博士後期課程へ進学できる人材を養成する。

六 経済学研究科（博士後期課程）は、高度で深い経済学の専門的知識を持ち、自立して創造的な学術貢献を行いうる研究者を養成する。

七 経営学研究科（博士前期課程）は、経営学の研究を行いうる高度な専門知識を持ち、その知識を必要とする職業分野で活躍できる人材を養成する。

八 経営学研究科（博士後期課程）は、高度で深い経営学の専門的知識を持ち、自立して創造的な学術貢献を行いうる研究者を養成する。

九 人文科学研究科（博士前期課程）は、各専攻分野における専門的な調査研究能力と方法論を身につけさせるとともに、広い視野に立って現代の課題と向き合い学問的に対応することのできる能力を高めることによって、高度な専門性を要する職業に必要な人材を養成する。

哲学専攻は、西洋及び日本の哲学・思想史に関して、原典を読解し、学部段階よりも高度な専門的知識と研究手法を修得させるとともに、広い視野から現代の課題に学問的に対応できる能力を高めることによって、専門研究及び専門性を要する職業に必要な人材を養成する。

美術史学専攻は、美術史について幅広く専門知識を修得し、美術の生成と受容に関する問題や美術と社会の関係に関する歴史的かつ現在的論点など様々な美術史上の課題についての知見を獲得し、自らの研究課題を探究できる人材を養成する。

史学専攻は、多様な分野の授業を通して歴史学における視野を広め、史料読解技術を高め、自身の

問題関心に根ざした高水準の実証研究としての修士論文を作成させることにより、高度な専門性を有する職業人を養成する。

日本語日本文学専攻は、日本語・日本文学・日本文化・日本語教育に関する専門的な知識を修得し、分析能力や論述力を高め、新たな研究成果を導き出せる人材を養成する。

英語英米文学専攻は、英語学・英語圏文学の高度で包括的な専門知識を修得させ、論理的で実証的な説明能力を育成し、グローバル化する現代社会において自立的に専門知識を活用できる人材を養成する。

ドイツ語ドイツ文学専攻は、ドイツ語学及びドイツ文学・文化学の研究分野に関する包括的な専門知識と方法を修得し、独自の研究テーマに関する専門的研究を遂行する能力を育み、現代の文化・社会について専門知に基づいて批判的に分析・考察する能力を有する人材を養成する。

フランス文学専攻は、フランス文学・フランス語学・フランス文化学の研究分野に関する幅広い専門知識を修得し、方法論的な検討をしつつ、特定の専門研究に取り組むことができ、また、専門的研究を通じて文化・社会について分析・考察を的確にできる能力を有する人材を養成する。

心理学専攻は、専門的な心理学の知識を修得し、客観的なデータと論理的な議論を通じて、自らの関心や問題意識を深めながら研究を主体的に進める能力を養い、現代の人間理解と社会問題の解決に寄与できる心理学の研究者又は実務者を養成する。

臨床心理学専攻は、その研究と実践における倫理を身につけつつ、普遍性を重視する科学的視点と個別性を軸とする臨床的視点の両方を含んだ人間心理に対する多面的なアプローチを実践及び研究することができる人材を養成する。

教育学専攻は、教育分野における専門的な調査研究能力と方法論を身につけさせるとともに、教育研究分野の諸問題に関して専門的な知見から思考・省察・判断・表現できる能力を高めることによって、教育の研究と実践の分野において自ら創造的な活動をしていく人材を養成する。

アーカイブズ学専攻は、記録・アーカイブズと人間活動の関係を探究し、それら資料の保存・利用等についての基本的なプログラムを設計・運用するとともに、具体的な研究実践を通して問題解決を図ることができる高度な専門性を有する人材を養成する。

身体表象文化学専攻は、現代のイメージ芸術（主に舞台芸術、映像芸術、マンガ・アニメーション）に関して広い知識を持ち、専攻分野の研究対象を調査・分析し、それを通じて現代文化について独自の意見を発信できる能力を持つ人材を養成する。

十 人文科学研究科（博士後期課程）は、各専攻分野において自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力を涵養するとともに、当該分野の研究と教育において先端的で創造的な活動をしていく能力と、その基礎となる広い視野を持った学識を身につけた人材を養成する。

哲学専攻は、西洋及び日本の哲学・思想史に関して、原典を読解し、一層高度な研究を遂行するための能力を涵養するとともに、この分野の研究と教育において先端的で創造的な活動を自立的に展開する能力と、その基礎となる一層高度な学識を身につけた人材を養成する。

美術史学専攻は、美術史に関する高度な専門知識を修得し、分析能力や論述力を錬磨するとともに最先端の研究成果やこれまでの研究蓄積への理解を深め、自ら設定した研究課題に相応しい研究方法を探究して専門的な考究をなし、その過程や結果を論理的かつ創造的に報告できる人材を養成する。

史学専攻は、各自の専門分野において、安定した史料読解能力と深い研究理解に基づく創造性の高い高度な実証論文の執筆を継続し、その成果を博士論文にまとめることで研究・教育面において今後の歴史学界を担う人材を養成する。

日本語日本文学専攻は、日本語・日本文学・日本文化・日本語教育に関するより高度に専門的な知識を修得し、新たな成果を導き出し、今後の研究・教育を担う人材を養成する。

英語英米文学専攻は、英語学・英語圏文学に関する最先端の高度な専門知識を修得させ、論理的で実証的な説明能力を育成し、グローバル化する現代社会において高度な英語運用能力と専門知識を生かす人材を養成する。

ドイツ語ドイツ文学専攻は、ドイツ語学及びドイツ文学・文化学の研究分野に関する高度な専門知識と先端的な理論・方法を修得し、独自の視点に基づく研究活動を自律的に遂行し、現代の文化・社会について専門知に基づいて分析・考察する能力を有し社会に貢献できる人材を養成する。

フランス文学専攻は、フランス文学・フランス語学・フランス文化学の研究分野に関して、広範か

つ高度な専門知識と独創的な方法論を修得しつつ、独自の視点に基づく専門研究を行うことができ、また、専門的研究を通じて、文化・社会について分析・考察を的確にできる能力を有する者として社会に貢献できる研究者・教育者を養成する。

心理学専攻は、心理学の最新の知識を修得し、一貫した問題意識とテーマの下で研究を主体的かつ継続的に進めることで新しい心理学の知見を見出し、それによって現代の人間理解と社会問題の解決に寄与できる姿勢と能力を備えた研究者又は実務者を養成する。

臨床心理学専攻は、その研究と実践における倫理を十分に身につけていることを前提に、普遍性を重視する科学的視点と個別性を軸とする臨床的視点の両方を含んだ人間心理に対する多面的なアプローチをより高度なレベルにおいて実践及び研究することができる人材を養成する。

教育学専攻は、教育分野において自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力を涵養するとともに、教育研究分野の諸問題に関して専門的な知見から高度に思考・省察・判断・表現できる能力を高めることによって、教育の研究と実践の分野において先端的で創造的な活動をしていく人材を養成する。

アーカイブズ学専攻は、記録・アーカイブズと人間活動の関係を幅広く探究し、それら資料の保存・利用等についての専門的なプログラムを設計・運用するとともに、自立した調査・研究を通して関連する諸問題を科学的かつ創造的に解決に導くことのできる卓越した研究教育の能力と学識を身につけた人材を養成する。

身体表象文化学専攻は、現代のイメージ芸術（主に舞台芸術、映像芸術、マンガ・アニメーション）に関して総括的な知識と歴史的展望とを有し、専攻分野の研究対象に対して批評的一貫性のある分析を遂行し、それに基づいて現代文化について確かな意見を発信し、社会的な行動へと結びつける能力を持つ人材を養成する。

十一 自然科学研究科（博士前期課程）は、学部教育の上に自然科学の高度な専門的知識を持ち、広い視野から創造的な活動を行う能力を持つ人材を養成する。研究においては、教育及び社会との関わりに最大限配慮しつつ、科学の発展に本質的な形で寄与することを目指す。

物理学専攻は、自然現象を理解する上で不可欠となる論理的思考力、実験観察の技術及び方法論並びに演習を通じた問題解決力を身につけ、それらの経験を生かして一般社会においてもリーダーシップを発揮して活躍できる人材を養成する。

化学専攻は、学部教育で修得した科学的思考力・実験技術の基礎の上に、化学分野の専門的知識を幅広く身につけ、広い視野から化学分野の諸問題に対し主体的に研究に取り組むことができる人材を養成する。

数学専攻は、学部教育で修得した論理的思考力と計算力の基礎の上に、数学の各分野の専門知識を幅広く身につけ、広い視野を持って自らの専門分野の研究に取り組み、成果を上げられる人材を養成する。

生命科学専攻は、学部教育で修得した生物を構成する分子・細胞、生物個体の構造・機能・相互作用などについての基礎的な知識の理解の上に、生命科学分野の高度な専門知識及び研究方法を幅広く身につけ、広い視野を持って自らの専門分野の研究に取り組み、成果を上げられる人材を養成する。

十二 自然科学研究科（博士後期課程）は、自然科学の高度で深い専門的な知識を持ち、自立して研究活動のできる創造性豊かな人材を養成する。研究においては、教育及び社会との関わりに最大限配慮しつつ、科学の発展に本質的な形で寄与することを目指す。

物理学専攻は、自然現象を理解する上で不可欠となる論理的思考力、実験観察の技術及び方法論並びに演習を通じた問題解決力を身につけ、それらの経験を生かして一般社会及び学術界においてリーダーシップを発揮して活躍できる人材を養成する。

化学専攻は、化学分野の高度で専門的な知識・研究能力を身につけ、自ら自然科学分野における課題を見つけ、その解決に向けて自立して研究活動を行うことのできる人材を養成する。

数学専攻は、博士前期課程で修得した幅広い数学分野の専門知識に基づいて、自ら数学の問題を見つけ、論理的思考や計算を通して新しい数理現象を見出し、数学の発展に貢献する人材を養成する。

生命科学専攻は、博士前期課程で修得した幅広い生命科学分野の専門知識及び研究手法に基づいて、論理的思考及び独自の視点から生命科学における研究課題を自ら設定した上で、最先端の専門知識及び研究方法を駆使してそれらを分子レベルで解明し、その研究成果を発表することで、生命科学の発

展に大きく貢献することができる人材を養成する。

十三 国際文化交流研究科（修士課程）は、国際文化交流に関わる学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び実践面への応用を教授研究することを通じて、アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究の専門家の養成及びそれらに関わる学術研究の専門家の養成を目的とする。

第6条 本大学院各研究科に次の専攻を置く。

修士課程

研究科	専攻
国際文化交流研究科	国際文化交流専攻

博士課程

研究科	専攻
法学研究科	法律学専攻
政治学研究科	政治学専攻
経済学研究科	経済学専攻
経営学研究科	経営学専攻
人文科学研究科	哲学専攻 美術史学専攻 史学専攻 日本語日本文学専攻 英語英米文学専攻 ドイツ語ドイツ文学専攻 フランス文学専攻 心理学専攻 臨床心理学専攻 教育学専攻 アーカイブズ学専攻 身体表象文化学専攻
自然科学研究科	物理学専攻 化学専攻 数学専攻 生命科学専攻

第7条 本大学院各研究科の定員は、次のとおりとする。なお、第3条第5項に規定する長期履修生は、正規の学生とし、本条に定める入学定員及び収容定員に算入する。

修士課程

研究科	専攻	入学定員	収容定員
国際文化交流研究科	国際文化交流専攻	10	20

博士課程

研究科	専攻	前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学研究科	法律学専攻	10	20	3	9
政治学研究科	政治学専攻	15	30	5	15
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9

経営学研究科	経営学専攻	10	20	3	9
人文科学研究科	哲学専攻	10	20	3	9
	美術史学専攻	10	20	3	9
	史学専攻	15	30	3	9
	日本語日本文学専攻	20	40	3	9
	英語英米文学専攻	10	20	3	9
	ドイツ語ドイツ文学専攻	5	10	2	6
	フランス文学専攻	5	10	2	6
	心理学専攻	6	12	2	6
	臨床心理学専攻	12	24	3	9
	教育学専攻	20	40	5	15
	アーカイブズ学専攻	15	30	3	9
	身体表象文化学専攻	10	20	3	9
自然科学研究科	物理学専攻	15	30	3	9
	化学専攻	15	30	3	9
	数学専攻	6	12	3	9
	生命科学専攻	15	30	3	9

第3章 教育課程及び履修方法

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 本大学院各研究科の授業科目は、別表1のとおりとする。
- 5 各研究科専攻別の履修方法は、それぞれの研究科において別に定める。
- 6 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。
 - 一 講義（外国語を除く。）及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 講義（外国語）、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 講義（外国語を除く。）又は演習のいずれかと、他の授業の方法を併用する場合には、計30時間の授業をもって1単位とする。
- 7 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- 8 各授業科目の授業は、13週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、別に定める期間において授業を行うことができる。

第9条 修士課程又は博士前期課程の学生は、2年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、30単位以上を修得し、さらに修士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。ただし、法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科及び国際文化交流研究科においては、当該研究科の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の提出をもって修士の学位論文の提出に代えることができる。

- 2 博士後期課程の学生は、3年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、法学研究科・政治学研究科・経済学研究科・経営学研究科にあっては8単位以上を、人文科学研究科・自然科学研究科にあっては20単位以上を修得し、さらに博士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。
- 3 在学年数は、修士課程又は博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることができない。
- 4 博士前期課程を修了して博士後期課程に進学する場合には入学検定に合格しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を中心とし、これに関連ある科目について行うものとする。
- 6 本条第3項の規定にかかわらず、第3条第5項に規定する長期履修生の在学年数については、別

に定める。

第10条 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、他の大学院とあらかじめ協議の上、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、他の大学院又は研究機関とあらかじめ協議の上、他の大学院又は研究機関において研究指導を受けさせることができる。

3 前2項に基づいて修得した単位について、修士課程、博士前期課程又は博士後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。ただし、算入することができる単位数は、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて15単位を限度とする。

4 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、修士課程、博士前期課程又は博士後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。ただし、当該研究科に入学する前に他の大学院において既に修得した単位については、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて15単位を限度とする。

5 前2項により算入することのできる単位数のうち、他の大学院において修得した単位については、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて合計20単位を限度とする。

6 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院の委託生、研究生又は協定留学生として在籍していたときに履修し、合格した授業科目について、単位を修得したものとみなし、その単位を修士課程、博士前期課程又は博士後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。

7 前各項のために必要な事項は、各研究科において別に定める。

第11条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を、所定の期間内に届け出て、承認を得なければならない。

2 授業科目の選択、論文の作成、研究一般については、指導教授の指導に従わなければならない。

3 各研究科専攻別の履修方法の詳細は、別表1のとおりとする。

第12条 教育職員免許状を取得しようとする者は、各研究科の授業科目より教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科・専攻		免許状の種類	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
政治学研究科	政治学専攻		社会	公民
経済学研究科	経済学専攻		社会	公民
経営学研究科	経営学専攻		社会	公民
人文科学研究科	哲学専攻		社会	公民
	史学専攻		社会	地理歴史
	日本語日本文学専攻		国語	国語
	英語英米文学専攻		外国語（英語）	外国語（英語）
	ドイツ語ドイツ文学専攻		外国語（ドイツ語）	外国語（ドイツ語）
	フランス文学専攻		外国語（フランス語）	外国語（フランス語）
自然科学研究科	物理学専攻		理科	理科
	化学専攻		理科	理科
	数学専攻		数学	数学
	生命科学専攻		理科	理科

研究科・専攻		免許状の種類
人文科学研究科	教育学専攻	小学校教諭専修免許状

第4章 試験及び教育課程修了の認定

第13条 授業科目修了の認定は、試験による。

2 前項の試験の成績は、100点を満点とし、60点以上をもって合格とする。

成績の表示は

100点～90点 秀（S）、 89点～80点 優（A）、
79点～70点 良（B）、 69点～60点 可（C）、
59点～0点 不可（F）

とする。

第14条 修士課程又は博士前期課程を修了するためには、第9条第1項により、2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科、自然科学研究科及び国際文化交流研究科においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、1年まで短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第4項及び第6項により、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該研究科において修得したものとみなし、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認める学生に関しては、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該研究科に1年間在学したものとみなすことができる。

3 本条第1項ただし書き及び前項を併用する場合であっても、修士課程又は博士前期課程の学生は、修了要件として、少なくとも1年間は本大学院に在学しなければならない。

第15条 博士課程を修了するためには、第9条第1項及び第2項により、5年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、経済学研究科、人文科学研究科及び自然科学研究科においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、3年まで短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第4項及び第6項により、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなし、当該単位の修得により当該研究科の博士課程（後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認める学生に関しては、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該研究科の博士前期課程に1年間在学したものとみなすことができる。

3 経済学研究科に限り、博士後期課程より入学し、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、修業年限を2年まで短縮することができる。

第16条 教育課程修了の認定は、各研究科委員会がこれを行う。

2 学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験の成績評価は、別に定める審査委員会の審査に基づいて研究科委員会が行う。

3 修士論文及び特定の課題についての研究の成果の成績は、第13条第2項の規定を準用する。

4 博士論文の成績は、合格・不合格とに分ける。

5 最終試験の成績は、合格・不合格とに分ける。

第5章 学位

第17条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 修士課程	国際文化交流研究科	国際文化交流専攻	修士（国際文化交流）
(2) 博士前期課程	法学研究科	法律学専攻	修士（法学）
	政治学研究科	政治学専攻	修士（政治学）
	経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学）
	経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）
	人文科学研究科	哲学専攻	修士（哲学）

(3) 博士後期課程	自然科学研究科	美術史学専攻	修士 (美術史学)
		史学専攻	修士 (史学)
		日本語日本文学専攻	修士 (日本語日本文学)
		英語英米文学専攻	修士 (英語英米文学)
		ドイツ語ドイツ文学専攻	修士 (ドイツ語ドイツ文学)
		フランス文学専攻	修士 (フランス文学)
		心理学専攻	修士 (心理学)
		臨床心理学専攻	修士 (臨床心理学)
		教育学専攻	修士 (教育学)
		アーカイブズ学専攻	修士 (アーカイブズ学)
		身体表象文化学専攻	修士 (表象文化学)
		物理学専攻	修士 (理学)
		化学専攻	修士 (理学)
	法学研究科 政治学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人文科学研究科	数学専攻	修士 (理学)
		生命科学専攻	修士 (理学)
		法律学専攻	博士 (法学)
		政治学専攻	博士 (政治学)
		経済学専攻	博士 (経済学)
		経営学専攻	博士 (経営学)
		哲学専攻	博士 (哲学)
		美術史学専攻	博士 (美術史学)
		史学専攻	博士 (史学)
		日本語日本文学専攻	博士 (日本語日本文学)
		英語英米文学専攻	博士 (英語英米文学)
		ドイツ語ドイツ文学専攻	博士 (ドイツ語ドイツ文学)
		フランス文学専攻	博士 (フランス文学)
	自然科学研究科	心理学専攻	博士 (心理学)
		臨床心理学専攻	博士 (臨床心理学)
		教育学専攻	博士 (教育学)
		アーカイブズ学専攻	博士 (アーカイブズ学)
		身体表象文化学専攻	博士 (表象文化学)
		物理学専攻	博士 (理学)
		化学専攻	博士 (理学)
		数学専攻	博士 (理学)
		生命科学専攻	博士 (理学)

第18条 本大学院の修士課程、博士前期課程及び博士後期課程においてそれぞれ第9条所定の単位を修得し、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者にはそれぞれの学位を授与する。

第19条 本大学院の博士課程を経ないで論文を提出して博士の学位を請求した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し本学の博士課程を経た者と同様に広い学識と研究指導能力を有することが確認された場合には博士の学位を授与することができる。

第20条 本学則に定めるもののほか、本大学院における学位の授与に関して必要な事項は別に定めるところによる。

第6章 入学、専攻の変更、休学、退学及び留学

第21条 本大学院の修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、次のアからケまでのいずれかに該当する者
 - ア 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - イ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - エ 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - オ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であってエの指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - カ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - キ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - ク 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ケ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第22条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者で、次のア～キのいずれかに該当する者
 - ア 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - イ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ウ 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - エ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - オ 外国の学校、ウの指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - カ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - キ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第23条 入学の時期は学年又は学期の始めとする。

第24条 入学は、検定によってこれを決定する。入学検定の方法は、別に定めるところによる。

第25条 本大学院を退学した者が、再入学を志願する場合は、選考の上退学時に在籍していた研究科に限り、これを許可することがある。

2 前項により入学を許可された者に対しては、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

3 本条による再入学については、第33条及び第34条の規定を準用する。

4 前2項の規定にかかわらず、博士後期課程に3年以上在学し、第9条第2項に規定する所定の単位を修得するとともに必要な研究指導を受けた者で、退学後3年以内に学習院大学学位規程第16条に規定する学位論文提出のために再入学する場合の取扱いについては、別に定める。

第26条 入学後1年以上を経た者が、研究科内における専攻の変更を希望したときは、学年の始めに限り、選考の上これを許可することがある。

第27条 病気その他やむを得ない理由により3か月以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、学長の許可を得て、修士課程又は博士前期課程では更に1年間、博士後期課程では更に2年間を限度に休学することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第5項に規定する長期履修生の休学期間については、別に定める。

4 休学期間は、通算して修士課程又は博士前期課程で2年、博士後期課程で3年を超えることができない。

第28条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第29条 願出期日より3か月以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。

第30条 休学の許可を得た者については、休学期間中の本大学院における授業料、施設設備費及び研究実験費を減免する。

第31条 病気その他の理由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人が連署して学長に願い出なければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第32条 外国の大学院への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長の許可を得て、博士前期課程では更に1年間、博士後期課程では更に2年間を限度に留学期間の延長を認めることができる。

3 留学期間は、通算して博士前期課程で2年、博士後期課程で3年を超えることができない。

4 留学の許可を得た者については、その留学期間を在学年数に算入する。

5 留学の許可を得た者が、留学した大学院において修得した単位については、研究科委員会の議を経て、第10条第1項から第3項までに基づいて修得した単位と合わせ、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて合計15単位を限度として本大学院において修得したものとして認定することができる。ただし、同条第5項の規定に基づき、他の大学院において修得した単位については、当該研究科に入学する前に他の大学院において既に修得した単位と合わせ、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を通じて合計20単位を限度とする。

6 留学の許可を得た者については、留学期間中の本大学院における授業料、施設設備費及び研究実験費を減免する。

7 外国の大学院との交流協定に基づく留学者で、その協定によって留学先大学院の納付金が免除されるときは、前項にかかわらず納付金を納付しなければならない。

8 留学についての細目は、別に定めるところによる。

第7章 入学検定料、入学金、授業料その他

第33条 本大学院に入学を出願する者は、別表2の入学検定料を納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は返付しない。

第34条 本大学院に入学を許可された者は、別表2の入学金並びに別表3の授業料及び施設設備費、

その他の納付金を納め、誓約書・保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

第35条 学生は、別表3の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 人文科学研究科心理学専攻、臨床心理学専攻、教育学専攻及び自然科学研究科の学生は、前項に定めるもののほか、別表3の研究実験費を納付しなければならない。

3 学生は、前2項のほか、履修科目に応じ、別に定めるところにより履修費及び実習費を納付しなければならない。

4 第3条第5項に規定する長期履修生は、別表2の入学金並びに別表4の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

第36条 委託生及び研究生の納付すべき授業料及び研究実験費は、別表5による。

第37条 科目等履修生として願い出る場合の選考料は、別表6による。

2 科目等履修生の納付すべき登録料及び履修料は、別表6による。

第38条 協定留学生の納付すべき授業料その他の納付金は、正規の学生が納付すべき金額と同額とする。

第39条 交流学生の納付すべき履修料は、別表6による。

第40条 第33条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより入学検定料及び入学金、授業料その他の納付金を減免することができる。

第41条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第42条 既納の授業料その他の納付金は返付しない。ただし、年額の授業料を納付している者が第1学期に退学する場合、所定の手続きにより、第2期分の授業料を返付することがある。

第8章 教員組織及び運営組織

第43条 本大学院における授業及び指導は、本大学の教授、准教授又は特別任用教授がこれを担当する。ただし、特別の事情がある場合には、特別客員教授、講師又は助教に担当させることがある。

第44条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、当該研究科所属の教授、准教授、特別任用教授及び講師をもってこれを組織する。

2 研究科委員会に委員長を置き、別に定めるところに従って当該研究科所属の教授から選出する。

第45条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また、学長及び研究科委員長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第46条 各研究科に関連する共通事項を審議するために大学院委員会を置き、別に定めるところに従ってこれを組織する。

2 大学院委員会は、学長が招集してその議長となる。

第47条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

一 研究及び授業に関する事項

二 学位（博士）の授与に関する事項

三 大学院の学則及び諸規程の変更に関する事項

四 その他大学院に関する重要事項

第48条 大学院に関する事務は、本大学事務組織が担当する。

第9章 研究指導施設・研究施設

第49条 本大学院に、研究室、演習室及び実験、実習室を置く。本大学の学部及びその他の施設は必要に応じ、大学院学生の研究及び指導に充てる。

2 本大学院人文科学研究科に臨床心理相談室を置く。

3 本大学院自然科学研究科に基礎物性研究センターを置く。

第10章 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生、交流学生、外国人学生

第50条 本大学院の授業科目の1科目又は数科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の期間は、半年又は1年とする。

第51条 本大学院は、官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき入学を希望する者に対して、選考の上委託生としてこれを許可することがある。

2 委託生の在学期間は、半年又は1年とする。

第52条 第22条に定める各号のいずれかに該当する者が、本大学院研究科の教員指導の下に特定の研究を願い出たときは、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、半年又は1年とする。

第53条 協定留学生とは、第21条又は第22条に定める入学検定によらないで、本大学と外国の大学との交流協定に基づき入学を許可された者をいう。

2 協定留学生の期間は、原則として1年とする。

第54条 交流学生とは、本大学と他大学との交流協定に基づき本大学院研究科の特定の授業科目を履修することを許可された者をいう。

第55条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、第7条に定める入学定員及び収容定員に算入しない。

第56条 科目等履修生及び交流学生は、その履修した科目について受験することができる。これについて研究科委員会の議を経ることを要しない。

2 前項により試験に合格した者に対しては、本大学院所定の単位を与える。

また、科目等履修生が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第57条 委託生、研究生及び協定留学生が、その履修した授業科目について受験を希望した場合には、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

2 前項により受験を希望した者が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第58条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生についての細目は、別に定めるところによる。

第59条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、正規の学生と同じく一般規則を遵守しなければならない。

第60条 本大学院入学資格と同等以上の学力を有し、かつ外国公館の証明ある外国人学生は選考の上入学を許可することがある。

第11章 学年、学期及び休業日

第61条 本大学院の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とし、第1学期・第2学期と称する。

3 前項の学期の期間については、別に定める。

第62条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律による祝日と休日

三 開学記念日 5月15日

四 開院記念日 10月17日

五 春季休業 2月上旬から3月下旬まで

六 夏季休業 8月上旬から9月中旬まで

七 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

第63条 学長は、必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、臨時に授業を行う日又は授業を行わない日を定めることができる。

第12章 厚生保健施設その他

第64条 学生は、別に定める規定にしたがって次の施設を利用することができる。

一 学寮

二 集会施設

輔仁会館

互敬会館

- 三 生活相談施設
 学生相談室
- 四 保健施設
 保健センター
- 五 運動施設
- 六 課外活動施設
 黎明会館
 富士見会館
 戸山キャンパス部室棟
- 七 山岳施設
 光徳小屋（奥日光）
- 八 臨海施設
 沼津游泳場（沼津）
- 九 校外教育施設
 西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉）

第13章 奨学制度

第65条 本大学院は、成績優秀で品行方正な学生又は経済的に修学困難の事情が生じた学生に対する奨学制度を設ける。奨学制度に関する規程は別に定める。

第14章 賞罰及び除籍

第66条 学長は、特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することができる。

第67条 学生が、本大学院の規則若しくは命令に背き又は学生の本分に反する行為を行った場合には、当該研究科委員会の議を経て、学長が懲戒を加える。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- 一 第9条第3項で定められた在学年数を超える者
- 二 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受けても納付しない者

2 前項第二号によって除籍になった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することがある。

第15章 改正

第69条 この学則の改正は、各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、大学協議会の承認を得なければならない。

附 則

昭和28年4月1日から施行する。

附 則

昭和30年4月1日から施行する。

附 則

昭和32年4月1日から施行する。

附 則

昭和36年4月1日から施行する。

附 則

昭和40年4月1日から施行する。

附 則

昭和42年4月1日から施行する。

附 則

昭和43年4月1日から施行する。

附 則
昭和44年4月1日から施行する。

附 則
昭和47年4月1日から施行する。

附 則
昭和48年4月1日から施行する。

附 則
昭和49年4月1日から施行する。

附 則
昭和52年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和55年5月28日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則
この学則は、昭和55年10月29日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則
この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和56年11月6日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則
この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和57年10月29日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則
この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和60年5月27日から施行する。

附 則
この学則は、昭和60年10月31日から施行する。

附 則
この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年10月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成3年3月31日に国文学専攻に在籍するものについては、当該専攻に在籍しなくなるまでの間従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成3年10月30日から施行する。
- 2 第22条の2、第22条の3、別表3、別表4および別表5については、平成4年4月1日から適用する。
- 3 第13条の規定にかかわらず、平成2年4月1日以前の人文科学研究科国文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（国文学）

博士（国文学）

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年10月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年10月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成6年3月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年7月14日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表1の「一 法学研究科」については、平成5年4月1日以降に在籍する者に溯及適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。
- 3 改正後の第10条の2の規定は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第19条の規定は、平成19年度人文科学研究科入学者についても適用する。
- 3 平成20年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度以降の入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。
- 3 第13条の規定にかかわらず、平成20年4月1日以前の人文科学研究科イギリス文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（イギリス文学）

博士（イギリス文学）

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第13条の規定にかかわらず、平成21年4月1日以前の人文科学研究科ドイツ文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（ドイツ文学）

博士（ドイツ文学）

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。
- 3 平成25年3月31日以前の入学者の納付金のうち別表3については、維持費を施設設備費に改めるほかは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3又は別表4を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第13条第2項及び第16条第3項の規定にかかわらず、平成27年度以前履修規定適用者が平成28年度以降に修得した成績の表示は、次のとおりとする。ただし、平成27年度以前に修得した成績は、なお従前の例による。

100点～80点 優（A）、 79点～70点 良（B）、
69点～60点 可（C）、 59点～0点 不可（F）

- 3 平成28年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第6章における入学に関する規定にかかわらず、令和7年度に学習院女子大学大学院国際文化交流研究科に在籍する正規の学生は、同年度に修了、退学又は除籍となる者を除き、令和8年4月1日に、国際文化交流研究科の正規の学生として転入学することができる（以下、当該学生を「学習院女子大学大学院からの転入学者」という）。
- 3 この学則は、学習院女子大学大学院からの転入学者についても適用する。なお、当該学生の第3章、第4章、第5章及び第6章における履歴は、学習院女子大学大学院在籍中の履歴を受け継ぐ。

別表 1

一 法学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
法学専攻	法学基礎研究	2	憲法特別研究	4	
	憲法特殊研究Ⅰ	2 または 4	憲法演習	4	
	憲法演習Ⅰ	2 または 4	国際法特別研究	4	
	憲法特殊研究Ⅱ	2 または 4	国際法演習	4	
	憲法演習Ⅱ	2 または 4	行政法特別研究	4	
	憲法特殊研究Ⅲ	2 または 4	行政法演習	4	
	憲法演習Ⅲ	2 または 4	民法特別研究	4	
	国際法特殊研究	2 または 4	民法演習	4	
	国際法演習	2 または 4	商法特別研究	4	
	行政法特殊研究Ⅰ	2 または 4	商法演習	4	
	行政法演習Ⅰ	2 または 4	刑法特別研究	4	
	行政法特殊研究Ⅱ	2 または 4	刑法演習	4	
	行政法演習Ⅱ	2 または 4	刑事訴訟法特別研究	4	
	行政法特殊研究Ⅲ	2 または 4	刑事訴訟法演習	4	
	行政法演習Ⅲ	2 または 4	民事訴訟法特別研究	4	
	民法特殊研究Ⅰ	2 または 4	民事訴訟法演習	4	
	民法演習Ⅰ	2 または 4	労働法特別研究	4	
	民法特殊研究Ⅱ	2 または 4	労働法演習	4	
	民法演習Ⅱ	2 または 4	経済法特別研究	4	
	民法特殊研究Ⅲ	2 または 4	経済法演習	4	
	民法演習Ⅲ	2 または 4	知的財産法特別研究	4	
	民法特殊研究Ⅳ	2 または 4	知的財産法演習	4	
	民法演習Ⅳ	2 または 4	刑事学特別研究	4	
	商法特殊研究Ⅰ	2 または 4	刑事学演習	4	
	商法演習Ⅰ	2 または 4	租税法特別研究	4	
	商法特殊研究Ⅱ	2 または 4	租税法演習	4	
	商法演習Ⅱ	2 または 4	環境法特別研究	4	
	商法特殊研究Ⅲ	2 または 4	環境法演習	4	
	商法演習Ⅲ	2 または 4	西洋法制史特別研究	4	
	刑法特殊研究Ⅰ	2 または 4	西洋法制史演習	4	
	刑法演習Ⅰ	2 または 4	国際私法特別研究	4	
	刑法特殊研究Ⅱ	2 または 4	国際私法演習	4	
	刑法演習Ⅱ	2 または 4	英米法特別研究	4	
	刑事訴訟法特殊研究	2 または 4	英米法演習	4	
	刑事訴訟法演習	2 または 4	ドイツ法特別研究	4	
	民事訴訟法特殊研究Ⅰ	2 または 4	ドイツ法演習	4	
	民事訴訟法演習Ⅰ	2 または 4	フランス法特別研究	4	
	民事訴訟法特殊研究Ⅱ	2 または 4	フランス法演習	4	
	民事訴訟法演習Ⅱ	2 または 4	比較信託法特別研究 1	2 または 4	
	国際私法特殊研究	2 または 4	比較信託法特別研究 2	2 または 4	
	国際私法演習	2 または 4	法学研究科特殊研究	2 または 4	
	労働法特殊研究	2 または 4	法哲学特別研究	4	
	労働法演習	2 または 4	法哲学演習	4	
	知的財産法特殊研究	2 または 4			
	知的財産法演習	2 または 4			
	経済法特殊研究	2 または 4			

経済法演習	2 または 4			
租税法特殊研究	2 または 4			
租税法演習	2 または 4			
法哲学特殊研究	2 または 4			
法哲学演習	2 または 4			
英米法特殊研究	2 または 4			
英米法演習	2 または 4			
ドイツ法特殊研究	2 または 4			
ドイツ法演習	2 または 4			
研究指導	2			
法学研究科特殊研究Ⅰ	2 または 4			
法学研究科特殊研究Ⅱ	2 または 4			
法学研究科特殊研究Ⅲ	2 または 4			
法学研究科特殊研究Ⅳ	2 または 4			
法学研究科特殊研究Ⅴ	2 または 4			

二 政治学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
政治学専攻	共同基礎演習Ⅰ	2	政治学特殊研究	2 または 4	
	共同基礎演習Ⅱ	2	政治学演習	2 または 4	
	基礎文献講読Ⅰ	2	社会学特殊研究	2 または 4	
	基礎文献講読Ⅱ	2	社会学演習	2 または 4	
	基礎文献講読Ⅲ	2	比較政治特殊研究	2 または 4	
	英語研究論文執筆演習	2	比較政治演習	2 または 4	
	英語研究プレゼンテーション演習	2	行政学特殊研究	2 または 4	
	行政とガバナンス	2	行政学演習	2 または 4	
	日本の統治構造	2	公共哲学特殊研究	2 または 4	
	日本政治研究	2	公共哲学演習	2 または 4	
	計量政治分析	2	公共政策論特殊研究	2 または 4	
	歴史政策論	2	公共政策論演習	2 または 4	
	公共政策論	2	国際政治特殊研究	2 または 4	
	現代国際政治	2	国際政治演習	2 または 4	
	国際政治経済論	2	社会心理学特殊研究	2 または 4	
	国際開発協力論	2	社会心理学演習	2 または 4	
	現代アメリカ政治	2	国際政治史特殊研究	2 または 4	
	現代東アジア政治	2	国際政治史演習	2 または 4	
	現代中国政治	2	西洋政治思想史特殊研究	2 または 4	
	現代ヨーロッパ政治	2	西洋政治思想史演習	2 または 4	
	公共思想史	2	日本政治外交史特殊研究	2 または 4	
	公共哲学研究	2	日本政治外交史演習	2 または 4	
	日本政治思想研究	2	ヨーロッパ政治史特殊研究	2 または 4	
	社会階層論	2	ヨーロッパ政治史演習	2 または 4	
	社会情報学	2	日本政治過程論特殊研究	2 または 4	
	政治行動論	2	日本政治過程論演習	2 または 4	

政治学研究科特殊研究	2	日本政治思想史特殊研究	2 または 4	
政治学研究科演習	2	日本政治思想史演習	2 または 4	
統計分析Ⅰ	2	アメリカ政治特殊研究	2 または 4	
統計分析Ⅱ	2	アメリカ政治演習	2 または 4	
政策課題研究	2	東アジア政治特殊研究	2 または 4	
政策評価演習	2	東アジア政治演習	2 または 4	
実務研修	2	中国政治特殊研究	2 または 4	
政策実務演習	2	中国政治演習	2 または 4	
研究指導Ⅰ	2	国際開発協力論特殊研究	2 または 4	
研究指導Ⅱ	2	国際開発協力論演習	2 または 4	
研究指導Ⅲ	2	共同基礎演習	2 または 4	
研究指導Ⅳ	2	共同特別演習	2 または 4	
政治学基本研究	2			

三 経済学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
	経済数学特論Ⅰ	2	経済数学特論Ⅰ	2	
	経済数学特論Ⅱ	2	経済数学特論Ⅱ	2	
	ミクロ経済学特論Ⅰ	2	ミクロ経済学特論Ⅰ	2	
	ミクロ経済学特論Ⅱ	2	ミクロ経済学特論Ⅱ	2	
	マクロ経済学特論Ⅰ	2	マクロ経済学特論Ⅰ	2	
	マクロ経済学特論Ⅱ	2	マクロ経済学特論Ⅱ	2	
	ゲーム理論特論Ⅰ	2	ゲーム理論特論Ⅰ	2	
	ゲーム理論特論Ⅱ	2	ゲーム理論特論Ⅱ	2	
	計量経済学特論Ⅰ	2	計量経済学特論Ⅰ	2	
	計量経済学特論Ⅱ	2	計量経済学特論Ⅱ	2	
	国際経済学特論Ⅰ	2	国際経済学特論Ⅰ	2	
	国際経済学特論Ⅱ	2	国際経済学特論Ⅱ	2	
	日本経済史特論Ⅰ	2	日本経済史特論Ⅰ	2	
	日本経済史特論Ⅱ	2	日本経済史特論Ⅱ	2	
	経済政策特論Ⅰ	2	経済政策特論Ⅰ	2	
	経済政策特論Ⅱ	2	経済政策特論Ⅱ	2	
	産業組織論特論Ⅰ	2	産業組織論特論Ⅰ	2	
	産業組織論特論Ⅱ	2	産業組織論特論Ⅱ	2	
	日本経済論特論Ⅰ	2	日本経済論特論Ⅰ	2	
	日本経済論特論Ⅱ	2	日本経済論特論Ⅱ	2	
	財政学特論Ⅰ	2	財政学特論Ⅰ	2	
	財政学特論Ⅱ	2	財政学特論Ⅱ	2	
	統計学特論Ⅰ	2	統計学特論Ⅰ	2	
	統計学特論Ⅱ	2	統計学特論Ⅱ	2	
	労働経済学特論Ⅰ	2	労働経済学特論Ⅰ	2	
	労働経済学特論Ⅱ	2	労働経済学特論Ⅱ	2	
	社会保障論特論Ⅰ	2	社会保障論特論Ⅰ	2	
	社会保障論特論Ⅱ	2	社会保障論特論Ⅱ	2	
	公共経済学特論Ⅰ	2	公共経済学特論Ⅰ	2	
	公共経済学特論Ⅱ	2	公共経済学特論Ⅱ	2	

経済学専攻	現代金融論特論Ⅰ	2	現代金融論特論Ⅰ	2	
	現代金融論特論Ⅱ	2	現代金融論特論Ⅱ	2	
	一般経済史特論Ⅰ	2	一般経済史特論Ⅰ	2	
	一般経済史特論Ⅱ	2	一般経済史特論Ⅱ	2	
	国際金融論特論Ⅰ	2	国際金融論特論Ⅰ	2	
	国際金融論特論Ⅱ	2	国際金融論特論Ⅱ	2	
	環境経済学特論Ⅰ	2	環境経済学特論Ⅰ	2	
	環境経済学特論Ⅱ	2	環境経済学特論Ⅱ	2	
	開発経済学特論Ⅰ	2	開発経済学特論Ⅰ	2	
	開発経済学特論Ⅱ	2	開発経済学特論Ⅱ	2	
	ゲーム理論特殊研究	2 または 4	ゲーム理論特殊研究	2 または 4	
	ゲーム理論演習	2 または 4	ゲーム理論演習	2 または 4	
	計量経済学特殊研究	2 または 4	計量経済学特殊研究	2 または 4	
	計量経済学演習	2 または 4	計量経済学演習	2 または 4	
	国際貿易論特殊研究	2 または 4	国際貿易論特殊研究	2 または 4	
	国際貿易論演習	2 または 4	国際貿易論演習	2 または 4	
	日本経済史特殊研究	2 または 4	日本経済史特殊研究	2 または 4	
	日本経済史演習	2 または 4	日本経済史演習	2 または 4	
	西洋経済史特殊研究	2 または 4	西洋経済史特殊研究	2 または 4	
	西洋経済史演習	2 または 4	西洋経済史演習	2 または 4	
	経済政策特殊研究	2 または 4	経済政策特殊研究	2 または 4	
	経済政策演習	2 または 4	経済政策演習	2 または 4	
	産業組織論特殊研究	2 または 4	産業組織論特殊研究	2 または 4	
	産業組織論演習	2 または 4	産業組織論演習	2 または 4	
	日本経済論特殊研究	2 または 4	日本経済論特殊研究	2 または 4	
	日本経済論演習	2 または 4	日本経済論演習	2 または 4	
	数量経済分析特殊研究	2 または 4	数量経済分析特殊研究	2 または 4	
	数量経済分析演習	2 または 4	数量経済分析演習	2 または 4	
	数理計画論特殊研究	2 または 4	数理計画論特殊研究	2 または 4	
	数理計画論演習	2 または 4	数理計画論演習	2 または 4	
	財政学特殊研究	2 または 4	財政学特殊研究	2 または 4	
	財政学演習	2 または 4	財政学演習	2 または 4	
	金融論特殊研究	2 または 4	金融論特殊研究	2 または 4	
	金融論演習	2 または 4	金融論演習	2 または 4	
	国際金融論特殊研究	2 または 4	国際金融論特殊研究	2 または 4	
	国際金融論演習	2 または 4	国際金融論演習	2 または 4	
	統計学特殊研究	2 または 4	統計学特殊研究	2 または 4	
	統計学演習	2 または 4	統計学演習	2 または 4	
	環境経済学特殊研究	2 または 4	環境経済学特殊研究	2 または 4	
	環境経済学演習	2 または 4	環境経済学演習	2 または 4	
	開発経済学特殊研究	2 または 4	開発経済学特殊研究	2 または 4	
	開発経済学演習	2 または 4	開発経済学演習	2 または 4	
	労働経済学特殊研究	2 または 4	労働経済学特殊研究	2 または 4	
	労働経済学演習	2 または 4	労働経済学演習	2 または 4	
	社会保障論特殊研究	2 または 4	社会保障論特殊研究	2 または 4	
	社会保障論演習	2 または 4	社会保障論演習	2 または 4	
	公共経済学特殊研究	2 または 4	公共経済学特殊研究	2 または 4	
	公共経済学演習	2 または 4	公共経済学演習	2 または 4	
	ミクロ経済学特殊研究	2 または 4	ミクロ経済学特殊研究	2 または 4	

ミクロ経済学演習	2 または 4	ミクロ経済学演習	2 または 4	
景気循環論特殊研究	2 または 4	景気循環論特殊研究	2 または 4	
景気循環論演習	2 または 4	景気循環論演習	2 または 4	
経済成長論特殊研究	2 または 4	経済成長論特殊研究	2 または 4	
経済成長論演習	2 または 4	経済成長論演習	2 または 4	
理論経済学特殊研究	2 または 4	理論経済学特殊研究	2 または 4	
理論経済学演習	2 または 4	理論経済学演習	2 または 4	
応用経済学特殊研究	2 または 4	応用経済学特殊研究	2 または 4	
応用経済学演習	2 または 4	応用経済学演習	2 または 4	
時系列分析特殊研究	2 または 4	時系列分析特殊研究	2 または 4	
時系列分析演習	2 または 4	時系列分析演習	2 または 4	
データサイエンス特殊研究	2 または 4	データサイエンス特殊研究	2 または 4	
データサイエンス演習	2 または 4	データサイエンス演習	2 または 4	
経済学研究科特殊研究 I	2 または 4			
経済学研究科特殊研究 II	2 または 4			
経済学研究科特殊研究 III	2 または 4			
経済学研究科特殊研究 IV	2 または 4			

四 経営学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
	経営学文献講読 I	2 または 4	経営学文献講読 I	2 または 4	
	経営学文献講読 II	2 または 4	経営学文献講読 II	2 または 4	
	経営学文献講読 III	2 または 4	経営学文献講読 III	2 または 4	
	経営学文献講読 IV	2 または 4	経営学文献講読 IV	2 または 4	
	ケース分析演習 I	2 または 4	ケース分析演習 I	2 または 4	
	ケース分析演習 II	2 または 4	ケース分析演習 II	2 または 4	
	ケース分析演習 III	2 または 4	ケース分析演習 III	2 または 4	
	ケース分析演習 IV	2 または 4	ケース分析演習 IV	2 または 4	
	データ解析演習 I	2 または 4	データ解析演習 I	2 または 4	
	データ解析演習 II	2 または 4	データ解析演習 II	2 または 4	
	データ解析演習 III	2 または 4	データ解析演習 III	2 または 4	
	データ解析演習 IV	2 または 4	データ解析演習 IV	2 または 4	
	経営科学特殊研究 I	2 または 4	経営科学特殊研究 I	2 または 4	
	経営科学特殊研究 II	2 または 4	経営科学特殊研究 II	2 または 4	
	経営科学演習	2 または 4	経営科学演習	2 または 4	
	経営データ分析特殊研究 I	2 または 4	経営データ分析特殊研究 I	2 または 4	
	経営データ分析特殊研究 II	2 または 4	経営データ分析特殊研究 II	2 または 4	
	経営データ分析演習	2 または 4	経営データ分析演習	2 または 4	
	経営意思決定特殊研究 I	2 または 4	経営意思決定特殊研究 I	2 または 4	
	経営意思決定特殊研究	2 または 4	経営意思決定特殊研究	2 または 4	

経営学専攻	Ⅱ		Ⅱ	
	経営意思決定演習	2 または 4	経営意思決定演習	2 または 4
	経営統計特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営統計特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営統計特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営統計特殊研究Ⅱ	2 または 4
	マーケティングサイエンス特殊研究Ⅰ	2 または 4	マーケティングサイエンス特殊研究Ⅰ	2 または 4
	マーケティングサイエンス特殊研究Ⅱ	2 または 4	マーケティングサイエンス特殊研究Ⅱ	2 または 4
	マーケティングサイエンス演習	2 または 4	マーケティングサイエンス演習	2 または 4
	マーケティング・リサーチ特殊研究	2 または 4	マーケティング・リサーチ特殊研究	2 または 4
	経営学特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営学特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営学特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営学特殊研究Ⅱ	2 または 4
	経営学特殊研究Ⅲ	2 または 4	経営学特殊研究Ⅲ	2 または 4
	経営学特殊研究Ⅳ	2 または 4	経営学特殊研究Ⅳ	2 または 4
	経営学演習Ⅰ	2 または 4	経営学演習Ⅰ	2 または 4
	経営学演習Ⅱ	2 または 4	経営学演習Ⅱ	2 または 4
	戦略行動特殊研究Ⅰ	2 または 4	戦略行動特殊研究Ⅰ	2 または 4
	戦略行動特殊研究Ⅱ	2 または 4	戦略行動特殊研究Ⅱ	2 または 4
	戦略行動演習	2 または 4	戦略行動演習	2 または 4
	イノベーション特殊研究Ⅰ	2 または 4	イノベーション特殊研究Ⅰ	2 または 4
	イノベーション特殊研究Ⅱ	2 または 4	イノベーション特殊研究Ⅱ	2 または 4
	イノベーション演習	2 または 4	イノベーション演習	2 または 4
	経営組織論特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営組織論特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営組織論特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営組織論特殊研究Ⅱ	2 または 4
	経営組織論演習	2 または 4	経営組織論演習	2 または 4
	組織行動論特殊研究	2 または 4	組織行動論特殊研究	2 または 4
	組織行動論演習	2 または 4	組織行動論演習	2 または 4
	企業論特殊研究Ⅰ	2 または 4	企業論特殊研究Ⅰ	2 または 4
	企業論演習Ⅰ	2 または 4	企業論演習Ⅰ	2 または 4
	企業論特殊研究Ⅱ	2 または 4	企業論特殊研究Ⅱ	2 または 4
	企業論演習Ⅱ	2 または 4	企業論演習Ⅱ	2 または 4
	経営戦略特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営戦略特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営戦略特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営戦略特殊研究Ⅱ	2 または 4
	経営戦略演習	2 または 4	経営戦略演習	2 または 4
	産業発展論特殊研究Ⅰ	2 または 4	産業発展論特殊研究Ⅰ	2 または 4
	産業発展論特殊研究Ⅱ	2 または 4	産業発展論特殊研究Ⅱ	2 または 4
	産業発展論演習	2 または 4	産業発展論演習	2 または 4
	国際経営特殊研究Ⅰ	2 または 4	国際経営特殊研究Ⅰ	2 または 4
	国際経営特殊研究Ⅱ	2 または 4	国際経営特殊研究Ⅱ	2 または 4
	交通経営論特殊研究	2 または 4	交通経営論特殊研究	2 または 4
	交通経営論演習	2 または 4	交通経営論演習	2 または 4
	経営労務論特殊研究	2 または 4	経営労務論特殊研究	2 または 4
	経営労務論演習	2 または 4	経営労務論演習	2 または 4
	経営財務論特殊研究Ⅰ	2 または 4	経営財務論特殊研究Ⅰ	2 または 4
	経営財務論特殊研究Ⅱ	2 または 4	経営財務論特殊研究Ⅱ	2 または 4

経営財務論演習	2 または 4	経営財務論演習	2 または 4	
マーケティング特殊研究Ⅰ	2 または 4	マーケティング特殊研究Ⅰ	2 または 4	
マーケティング特殊研究Ⅱ	2 または 4	マーケティング特殊研究Ⅱ	2 または 4	
マーケティング特殊研究Ⅲ	2 または 4	マーケティング特殊研究Ⅲ	2 または 4	
マーケティング演習	2 または 4	マーケティング演習	2 または 4	
消費者行動特殊研究Ⅰ	2 または 4	消費者行動特殊研究Ⅰ	2 または 4	
消費者行動特殊研究Ⅱ	2 または 4	消費者行動特殊研究Ⅱ	2 または 4	
消費者行動演習	2 または 4	消費者行動演習	2 または 4	
会計学特殊研究Ⅰ	2 または 4	会計学特殊研究Ⅰ	2 または 4	
会計学特殊研究Ⅱ	2 または 4	会計学特殊研究Ⅱ	2 または 4	
会計学演習	2 または 4	会計学演習	2 または 4	
原価会計特殊研究	2 または 4	原価会計特殊研究	2 または 4	
原価会計演習	2 または 4	原価会計演習	2 または 4	
会計監査論特殊研究Ⅰ	2 または 4	会計監査論特殊研究Ⅰ	2 または 4	
会計監査論特殊研究Ⅱ	2 または 4	会計監査論特殊研究Ⅱ	2 または 4	
会計監査論演習	2 または 4	会計監査論演習	2 または 4	
管理会計特殊研究Ⅰ	2 または 4	管理会計特殊研究Ⅰ	2 または 4	
管理会計特殊研究Ⅱ	2 または 4	管理会計特殊研究Ⅱ	2 または 4	
管理会計演習	2 または 4	管理会計演習	2 または 4	
日本経営史特殊研究Ⅰ	2 または 4	日本経営史特殊研究Ⅰ	2 または 4	
日本経営史特殊研究Ⅱ	2 または 4	日本経営史特殊研究Ⅱ	2 または 4	
日本経営史演習	2 または 4	日本経営史演習	2 または 4	
経営史特殊研究	2 または 4	経営史特殊研究	2 または 4	
経営史演習	2 または 4	経営史演習	2 または 4	
経営学研究科特殊研究Ⅰ	2 または 4			
経営学研究科特殊研究Ⅱ	2 または 4			
経営学研究科特殊研究Ⅲ	2 または 4			
経営学研究科特殊研究Ⅳ	2 または 4			
研究指導Ⅰ	2			
研究指導Ⅱ	2			

五 人文科学研究科

専攻	博士前期課程		博士後期課程		備考
	授業科目	単位	授業科目	単位	
哲学専攻	哲学特殊研究	2 または 4	哲学特殊研究	2 または 4	
	哲学史特殊研究	2 または 4	哲学史特殊研究	2 または 4	
	思想史特殊研究	2 または 4	思想史特殊研究	2 または 4	
	哲学演習	2 または 4	哲学演習	2 または 4	
	思想史演習	2 または 4	思想史演習	2 または 4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
美術	日本東洋美術史特殊研究	2 または 4	日本東洋美術史特殊研究	2 または 4	

史学専攻	西洋美術史特殊研究	2 または 4	西洋美術史特殊研究	2 または 4	
	美術館学特殊研究	2 または 4	美術館学特殊研究	2 または 4	
	日本東洋美術史演習	2 または 4	日本東洋美術史演習	2 または 4	
	西洋美術史演習	2 または 4	西洋美術史演習	2 または 4	
	芸術学演習	2 または 4	芸術学演習	2 または 4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
史学専攻	日本史特殊研究	2 または 4	日本史特殊研究	2 または 4	
	東洋史特殊研究	2 または 4	東洋史特殊研究	2 または 4	
	西洋史特殊研究	2 または 4	西洋史特殊研究	2 または 4	
	古文書学文献学研究	2 または 4	古文書学文献学研究	2 または 4	
	史学理論史学史研究	2 または 4	史学理論史学史研究	2 または 4	
	日本史演習	2 または 4	日本史演習	2 または 4	
	東洋史演習	2 または 4	東洋史演習	2 または 4	
	西洋史演習	2 または 4	西洋史演習	2 または 4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
日本語日本文学専攻	日本語学特殊研究	2 または 4	日本語学特殊研究	2 または 4	
	日本語史特殊研究	2 または 4	日本語史特殊研究	2 または 4	
	日本文学特殊研究	2 または 4	日本文学特殊研究	2 または 4	
	日本文学史特殊研究	2 または 4	日本文学史特殊研究	2 または 4	
	中国文学特殊研究	2 または 4	中国文学特殊研究	2 または 4	
	日本語学演習	2 または 4	日本語学演習	2 または 4	
	日本文学演習	2 または 4	日本文学演習	2 または 4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
英語英米文学専攻	英米語学特殊研究	2 または 4	英米語学特殊研究	2 または 4	
	英詩特殊研究	2 または 4	英詩特殊研究	2 または 4	
	英米小説特殊研究	2 または 4	英米小説特殊研究	2 または 4	
	英米文学研究法特殊研究	2 または 4	英米文学研究法特殊研究	2 または 4	
	英米演劇特殊研究	2 または 4	英米演劇特殊研究	2 または 4	
	英米評論特殊研究	2 または 4	英米評論特殊研究	2 または 4	
	作家作品特殊研究	2 または 4	作家作品特殊研究	2 または 4	
	英米語学演習	2 または 4	英米語学演習	2 または 4	
	英米文学演習	2 または 4	英米文学演習	2 または 4	
	英詩演習	2 または 4	英詩演習	2 または 4	
	博士論文指導		博士論文指導	2	
ドイツ語日本文学専攻	ドイツ語学特殊研究	2 または 4	ドイツ語学特殊研究	2 または 4	
	ドイツ語史特殊研究	2 または 4	ドイツ語史特殊研究	2 または 4	
	ドイツ文学特殊研究	2 または 4	ドイツ文学特殊研究	2 または 4	
	ドイツ演劇特殊研究	2 または 4	ドイツ演劇特殊研究	2 または 4	
	ドイツ語学演習	2 または 4	ドイツ語学演習	2 または 4	
	ドイツ語史演習	2 または 4	ドイツ語史演習	2 または 4	
	ドイツ文学演習	2 または 4	ドイツ文学演習	2 または 4	
	ドイツ演劇演習	2 または 4	ドイツ演劇演習	2 または 4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
フランス	フランス語学特殊研究	2 または 4	フランス語学特殊研究	2 または 4	
	フランス文学史特殊研	2 または 4	フランス文学史特殊研	2 または 4	

ン ス 文 学 専 攻	究		究		
	フランス文学特殊研究	2 または 4	フランス文学特殊研究	2 または 4	
	フランス語学演習	2 または 4	フランス語学演習	2 または 4	
	フランス文学演習	2 または 4	フランス文学演習	2 または 4	
	フランス演劇演習	2 または 4	フランス演劇演習	2 または 4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
心 理 学 専 攻	心理学特殊研究 1	2 または 4	心理学特別研究 1	2 または 4	
	心理学特殊研究 2	2 または 4	心理学特別研究 2	2 または 4	
	心理学特殊研究 3	2 または 4	心理学特別研究 3	2 または 4	
	心理学特殊研究 4	2 または 4	心理学特別研究 4	2 または 4	
	心理学特殊研究 5	2 または 4	心理学特別研究 5	2 または 4	
	心理学特殊研究 6	2 または 4	心理学特別研究 6	2 または 4	
	心理学特殊研究 7	2 または 4	心理学特別研究 7	2 または 4	
	心理学特殊研究 8	2 または 4	心理学特別研究 8	2 または 4	
	心理学演習 1	2 または 4	心理学演習 1	2 または 4	
	心理学演習 2	2 または 4	心理学演習 2	2 または 4	
	心理学演習 3	2 または 4	心理学演習 3	2 または 4	
	心理学演習 4	2 または 4	心理学演習 4	2 または 4	
			博士論文指導	2	
臨 床 心 理 学 専 攻	臨床心理学特論	4	臨床心理学演習 1	2 または 4	
	臨床心理面接特論	4	臨床心理学演習 2	2 または 4	
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	臨床心理学演習 3	2 または 4	
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	臨床心理学演習 4	2 または 4	
	臨床心理基礎実習	2	臨床心理学演習 5	4	
	心理実践実習Ⅰ	1	臨床心理学特別研究 1	2 または 4	
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	1	臨床心理学特別研究 2	2 または 4	
	臨床心理実習Ⅱ	1	臨床心理学特別研究 3	2 または 4	
	投映法特論	2 または 4	臨床心理学特別研究 4	2 または 4	
	心の健康教育特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2 または 4			
	心理療法技法論（心理支援に関する理論と実践）	2			
	心理療法特論Ⅰ	2			
	心理療法特論Ⅱ	2			
	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2 または 4			
	福祉心理支援特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2 または 4			
	事例研究法特論	2			
	臨床心理関連行政論	2			
	障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2 または 4			
	精神医学特論Ⅰ（保健医	2			

	療分野に関する理論と支援の展開)			
	精神医学特論Ⅱ	2		
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2		
	老年心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		
	産業・労働心理支援特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		
	認知心理学特論 1	2 または 4		
	認知心理学特論 2	2 または 4		
	社会心理学特論 1	2 または 4		
	社会心理学特論 2	2 または 4		
	教育心理学特論 1	2 または 4		
	教育心理学特論 2	2 または 4		
	発達心理学特論 1	2 または 4		
	発達心理学特論 2	2 または 4		
	心理学研究法特論 1	2 または 4		
	心理学研究法特論 2	2 または 4		
教育学専攻	教育学特別研究Ⅰ	2	教育学特別研究Ⅱ	2
	教育史概説	2 または 4	教育史事例研究Ⅱ	2 または 4
	教育史事例研究Ⅰ	2 または 4	教育史特殊研究Ⅱ	2 または 4
	教育史特殊研究Ⅰ	2 または 4	教師教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	教師教育概説	2 または 4	教師教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	教師教育事例研究Ⅰ	2 または 4	教育行政事例研究Ⅱ	2 または 4
	教師教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	教育行政特殊研究Ⅱ	2 または 4
	教育行政概説	2 または 4	授業研究事例研究Ⅱ	2 または 4
	教育行政事例研究Ⅰ	2 または 4	授業研究特殊研究Ⅱ	2 または 4
	教育行政特殊研究Ⅰ	2 または 4	音楽教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	授業研究概説	2 または 4	音楽教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	授業研究事例研究Ⅰ	2 または 4	国語教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	授業研究特殊研究Ⅰ	2 または 4	国語教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	音楽教育概説	2 または 4	算数と ICT 事例研究Ⅱ	2 または 4
	音楽教育事例研究Ⅰ	2 または 4	数学と ICT 特殊研究Ⅱ	2 または 4
	音楽教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	図画工作教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	国語教育概説	2 または 4	美術教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	国語教育事例研究Ⅰ	2 または 4	英語教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	国語教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	英語教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	算数と ICT 概説	2 または 4	社会科教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	算数と ICT 事例研究Ⅰ	2 または 4	社会科教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	数学と ICT 特殊研究Ⅰ	2 または 4	特別支援教育事例研究Ⅱ	2 または 4
	図画工作教育概説	2 または 4	特別支援教育特殊研究Ⅱ	2 または 4
	図画工作教育事例研究Ⅰ	2 または 4	体育と健康・スポーツ科	2 または 4

	美術教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	学事例研究Ⅱ		
			体育と健康・スポーツ科学特殊研究Ⅱ	2 または 4	
			家庭科と食育事例研究Ⅱ	2 または 4	
			家庭科と食育特殊研究Ⅱ	2 または 4	
	英語教育概説	2 または 4	理科と環境事例研究Ⅱ	2 または 4	
	英語教育事例研究Ⅰ	2 または 4	理科と環境特殊研究Ⅱ	2 または 4	
	英語教育特殊研究Ⅰ	2 または 4	生活科と総合学習事例研究Ⅱ	2 または 4	
			総合学習特殊研究Ⅱ	2 または 4	
	社会科教育概説	2 または 4	教育学特別演習Ⅱ	2 または 4	
	社会科教育事例研究Ⅰ	2 または 4	博士論文指導	2	
	社会科教育特殊研究Ⅰ	2 または 4			
	特別支援教育概説	2 または 4			
	特別支援教育事例研究Ⅰ	2 または 4			
	特別支援教育特殊研究Ⅰ	2 または 4			
	体育と健康・スポーツ科学概説	2 または 4			
	体育と健康・スポーツ科学事例研究Ⅰ	2 または 4			
	体育と健康・スポーツ科学特殊研究Ⅰ	2 または 4			
	家庭科と食育概説	2 または 4			
	家庭科と食育事例研究Ⅰ	2 または 4			
	家庭科と食育特殊研究Ⅰ	2 または 4			
	理科と環境概説	2 または 4			
	理科と環境事例研究Ⅰ	2 または 4			
	理科と環境特殊研究Ⅰ	2 または 4			
	生活科と総合学習概説	2 または 4			
	生活科と総合学習事例研究Ⅰ	2 または 4			
	総合学習特殊研究Ⅰ	2 または 4			
	教育学特別演習Ⅰ	2 または 4			
	修士論文指導	2			
アーカイブズ学専攻	アーカイブズ学概論Ⅰ	2 または 4	アーカイブズ学概論Ⅰ	2 または 4	
	アーカイブズ学概論Ⅱ	2 または 4	アーカイブズ学概論Ⅱ	2 または 4	
	アーカイブズ学理論研究Ⅰ	2 または 4	アーカイブズ学理論研究Ⅰ	2 または 4	
	アーカイブズ学理論研究Ⅱ	2 または 4	アーカイブズ学理論研究Ⅱ	2 または 4	
	アーカイブズ学理論研究Ⅲ	2 または 4	アーカイブズ学理論研究Ⅲ	2 または 4	
	記録アーカイブズ研究Ⅰ	2 または 4	記録アーカイブズ研究Ⅰ	2 または 4	
	記録アーカイブズ研究Ⅱ	2 または 4	記録アーカイブズ研究Ⅱ	2 または 4	
	記録アーカイブズ研究Ⅲ	2 または 4	記録アーカイブズ研究Ⅲ	2 または 4	
	アーカイブズ管理研究Ⅰ	2 または 4	アーカイブズ管理研究Ⅰ	2 または 4	
	アーカイブズ管理研究Ⅱ	2 または 4	アーカイブズ管理研究Ⅱ	2 または 4	
	アーカイブズ管理研究Ⅲ	2 または 4	アーカイブズ管理研究Ⅲ	2 または 4	
	アーカイブズ管理研究Ⅳ	2 または 4	アーカイブズ管理研究Ⅳ	2 または 4	
	デジタルアーカイブズⅠ	2 または 4	デジタルアーカイブズⅠ	2 または 4	
	デジタルアーカイブズⅡ	2 または 4	デジタルアーカイブズⅡ	2 または 4	

	情報資源論Ⅰ	2 または 4	情報資源論Ⅰ	2 または 4	
	情報資源論Ⅱ	2 または 4	情報資源論Ⅱ	2 または 4	
	アーカイブズ学演習	4	アーカイブズ学演習	4	
	アーカイブズ管理演習	4	アーカイブズ管理演習	4	
	デジタルアーカイブズ演習	4	デジタルアーカイブズ演習	4	
	アーカイブズ実習	4	アーカイブズ実習	4	
			博士論文指導	2	
身体 表象 文化 学 専 攻	舞台芸術批評研究	2 または 4	舞台芸術批評研究	2 または 4	
	映像芸術批評研究	2 または 4	映像芸術批評研究	2 または 4	
	マンガ・アニメーション	2 または 4	マンガ・アニメーション	2 または 4	
	芸術批評研究		芸術批評研究		
	舞台芸術文化論演習	2 または 4	舞台芸術文化論演習	2 または 4	
	映像芸術文化論演習	2 または 4	映像芸術文化論演習	2 または 4	
	マンガ・アニメーション	2 または 4	マンガ・アニメーション	2 または 4	
	芸術文化論演習		芸術文化論演習		
	ジェンダー文化論演習	2 または 4	ジェンダー文化論演習	2 または 4	
	身体表象文化史演習	2 または 4	身体表象文化史演習	2 または 4	
	表象文化制度論演習	2 または 4	表象文化制度論演習	2 または 4	
	修士論文指導	2	博士論文指導	2	
本 研 究 科 所 属 の 共 通 科 目	言語学特殊研究	2 または 4	言語学特殊研究	2 または 4	
	ギリシア・ラテン文学特 殊研究	2 または 4	ギリシア・ラテン文学特 殊研究	2 または 4	
	上級古典語	2 または 4	上級古典語	2 または 4	
	漢語原書講読	2 または 4	漢語原書講読	2 または 4	
	比較文学特殊研究	2 または 4	比較文学特殊研究	2 または 4	
	アカデミック・ライティ ング	2 または 4	アカデミック・ライティ ング	2 または 4	
	国際文化学特殊研究	2 または 4	国際文化学特殊研究	2 または 4	
	※教育特殊研究Ⅰ	2 または 4			
	※教育特殊研究Ⅱ	2 または 4			
	※教育学演習Ⅰ	2 または 4			
	※教育学演習Ⅱ	2 または 4			

(備考)

※印は教職に関する科目である。

六 自然科学研究科

専 攻	博士前期課程		博士後期課程		講義その他	備考
	授業科目	単位	授業科目	単位		
物 理 学 専 攻	物性物理学Ⅰ	2	物性物理学Ⅰ	2	講義	
	同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
	同Ⅳ	2	同Ⅳ	2	〃	
	同Ⅴ	2	同Ⅴ	2	〃	
	同Ⅵ	2	同Ⅵ	2	〃	
	核物理学Ⅰ	2	核物理学Ⅰ	2	〃	
	同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
	同Ⅳ	2	同Ⅳ	2	〃	

基礎物理学Ⅰ	2	基礎物理学Ⅰ	2	〃	
同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
数理物理学Ⅰ	2	数理物理学Ⅰ	2	〃	
同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
同Ⅳ	2	同Ⅳ	2	〃	
応用物理学Ⅰ	2	応用物理学Ⅰ	2	〃	
同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
同Ⅳ	2	同Ⅳ	2	〃	
同Ⅴ	2	同Ⅴ	2	〃	
化学物理学Ⅰ	2	化学物理学Ⅰ	2	〃	
同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
同Ⅳ	2	同Ⅳ	2	〃	
物理学輪講Ⅰ	4	物理学輪講Ⅱ	3	演習	必修
物理学研究Ⅰ	10	物理学研究Ⅱ	15	演習、実験	必修

- (1) 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち8単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。
- (2) 博士前期課程においては、第1年度に講義8単位以上を履修しなければならない。

専攻	博士前期課程		博士後期課程		講義その他	備考
	授業科目	単位	授業科目	単位		
化学専攻	無機化学特論Ⅰ	2	無機化学特論Ⅰ	2	講義	
	同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
	分析化学特論Ⅰ	2	分析化学特論Ⅰ	2	〃	
	同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
	有機化学特論Ⅰ	2	有機化学特論Ⅰ	2	〃	
	同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
	同Ⅳ	2	同Ⅳ	2	〃	
	同Ⅴ	2	同Ⅴ	2	〃	
	物理化学特論Ⅰ	2	物理化学特論Ⅰ	2	〃	
	同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
	同Ⅳ	2	同Ⅳ	2	〃	
	同Ⅴ	2	同Ⅴ	2	〃	
	化学物理学Ⅰ	2	化学物理学Ⅰ	2	〃	
	同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
	同Ⅳ	2	同Ⅳ	2	〃	
	実践化学英語	2	実践化学英語	2	〃	
	化学特別演習Ⅰ	4	化学特別演習Ⅱ	6	演習	必修
	化学特別研究Ⅰ	12	化学特別研究Ⅱ	15	実験	必修

- (1) 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち8単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。

専	博士前期課程	博士後期課程	講義その他	備考
---	--------	--------	-------	----

攻	授業科目	単位	授業科目	単位		
数学専攻	代数学特論Ⅰ	2			講義	
	同Ⅱ	2	代数学特論Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
			同Ⅳ	2	〃	
	幾何学特論Ⅰ	2			〃	
	同Ⅱ	2	幾何学特論Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
			同Ⅳ	2	〃	
	解析学特論Ⅰ	2			〃	
	同Ⅱ	2	解析学特論Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
			同Ⅳ	2	〃	
	確率論及統計学特論Ⅰ	2	確率論及統計学特論Ⅰ	2	〃	
	同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
	数理科学特論Ⅰ	2			〃	
	同Ⅱ	2	数理科学特論Ⅱ	2	〃	
	同Ⅲ	2	同Ⅲ	2	〃	
			同Ⅳ	2	〃	
	数学特別講義Ⅰ	2	数学特別講義Ⅰ	2	〃	
	同Ⅱ	2	同Ⅱ	2	〃	
	数学特別演習Ⅰ	4	数学研究	16	演習	必修
	数学特別演習Ⅱ	4				
	数学特別演習Ⅲ	4				
	数学特別演習Ⅳ	4				

- (1) 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上講義選択科目のうち4単位以内に限り本研究科所属の他の各専攻課程の授業科目をもって代用することができる。

専攻	博士前期課程		博士後期課程		講義その他	備考
	授業科目	単位	授業科目	単位		
生命科学専攻	分子細胞生物学特論Ⅰ	2			講義	選択
	同Ⅱ	2			〃	〃
	同Ⅲ	2			〃	〃
	同Ⅳ	2			〃	〃
	同Ⅴ	2			〃	〃
	統合生命科学特論Ⅰ	2			〃	〃
	同Ⅱ	2			〃	〃
	同Ⅲ	2			〃	〃
	同Ⅳ	2			〃	〃
	同Ⅴ	2			〃	〃
	同Ⅵ	2			〃	〃
	応用生物学特論Ⅰ	2			〃	〃
	同Ⅱ	2			〃	〃
	生命科学先端研究技術演習Ⅰ	2			演習	〃
	同Ⅱ	2			〃	〃
			グローバル生命科学	2	講義	必修
	生命科学特別演習Ⅰ	4	生命科学特別演習Ⅱ	6	演習	必修
	生命科学特別研究Ⅰ	12	生命科学特別研究Ⅱ	15	実験	必修

- (1) 演習のうちから1科目以上を選択履修する。
- (2) 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち8単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。

専攻	博士後期課程		講義その他	備考
	授業科目	単位		
本研究科所属の共通科目	インターンシップ	2	演習	

七 国際文化交流研究科

専攻	修士課程		備考
	授業科目	単位	
国際文化交流専攻	文化マネジメント演習	2	
	芸術文化演習	2	
	日本学演習	2	
	比較文化演習	2	
	現代文化演習	2	
	国際文化協力演習	2	
	国際地域開発演習	2	
	地域資源開発・利用演習	2	
	国際開発協力演習	2	
	費用便益分析演習	2	
	環境コミュニケーション演習	2	
	国際関係分析演習	2	
	国際メディア分析演習	2	
	地域社会分析演習	2	
	国際マネジメント演習	2	
	国際文化交流研修	2	
	海外特別研修	2 または 4	
	インターン研修	2 または 4	
	企画立案	2	
	プレゼンテーション	2	
	ドラフティング	2	
	プロジェクト評価法	2	
	プロジェクト・マネジメント演習	2	
	非営利団体演習	2	

P R 演習	2
文化資料処理法	2
統計処理法	2
文化政策特殊研究	2
文化法特殊研究	2
文化経済特殊研究	2
アートマネジメント特殊研究	2
国際関係特殊研究	2
地域社会特殊研究	2
伝統文化特殊研究	2
現代文化特殊研究	2
比較文化特殊研究	2
文化資源情報特殊研究	2
日本学特殊研究	2
言語分析特殊研究	2
文化経営学特殊研究	2
国際メディア特殊研究	2
マーケティング特殊研究	2
情報メディア特殊研究	2

別表 2

区分	金額（円）
入学検定料	35,000
入学金	150,000

別表 3－1（修士課程及び博士前期課程）

区分		年額 (円)	分納額及び分納期	
			第 1 期 4 月 30 日まで	第 2 期 9 月 30 日まで
授業料	法律学研究科	508,000	254,000	254,000
	政治学研究科			
	経済学研究科			
	経営学研究科			
	人文科学研究科	510,000	255,000	255,000
	自然科学研究科	688,000	344,000	344,000
	国際文化交流研究科	600,000	300,000	300,000
施設設備費	法律学研究科	198,000	198,000	—
	政治学研究科			
	経済学研究科			
	経営学研究科			
	人文科学研究科	190,000	190,000	—
	自然科学研究科	196,000	196,000	—
	国際文化交流研究科	180,000	180,000	—
研究実	人文科学研究科 (心理学専攻・臨床心理学専攻・教育学専攻)	30,000	30,000	—

験 費	自然科学研 究科	「実験」を選択するも の	70,000	70,000	—
--------	-------------	-----------------	--------	--------	---

ただし、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学手続き時に納付するものとする。

別表3—2（博士後期課程）

区分		年額 (円)	分納額及び分納期	
			第1期 4月30日まで	第2期 9月30日まで
授 業 料	法学研究科	480,000	240,000	240,000
	政治学研究科			
	経済学研究科			
	経営学研究科			
	人文科学研究科	480,000	240,000	240,000
	自然科学研究科	650,000	325,000	325,000
施 設 設 備 費	法学研究科	186,000	186,000	—
	政治学研究科			
	経済学研究科			
	経営学研究科			
	人文科学研究科	180,000	180,000	—
	自然科学研究科	184,000	184,000	—
研 究 実 験 費	人文科学研究科（心理学専攻・臨床心理学専攻・教育学専攻）	30,000	30,000	—
	自然科学研 究科	「実験」を選択するも の 70,000	70,000	—

ただし、入学年度の第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学手続き時に納付するものとする。

別表4（長期履修生）

履修計画年数	区分	年額（円）	分納期及び分納額	
			第1期 4月30日まで	第2期 9月30日まで
3年	授業料	400,000	200,000	200,000
	施設設備費	120,000	120,000	—
4年	授業料	300,000	150,000	150,000
	施設設備費	90,000	90,000	—
5年	授業料	240,000	120,000	120,000
	施設設備費	72,000	72,000	—
6年	授業料	200,000	100,000	100,000
	施設設備費	60,000	60,000	—
7年	授業料	170,000	85,000	85,000
	施設設備費	50,000	50,000	—
8年	授業料	150,000	75,000	75,000
	施設設備費	45,000	45,000	—

別表5（委託生、研究生）

区分		年額（円）	摘要
授業料	法学研究科 政治学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人文科学研究科	320,000	期間が半年の場合は 160,000円
	自然科学研究科	420,000	期間が半年の場合は 210,000円
	国際文化交流研究科	400,000	期間が半年の場合は 200,000円
* 研究実験費	人文科学研究科 （心理学専攻・臨床心理学 専攻・教育学専攻） 自然科学研究科 （「実験」を選択するもの）		期間が半年の場合は半額

* 必要に応じて徴収することがある。

別表 6（科目等履修生、交流学生）

区分	金額（円）	摘要
選考料	20,000	
登録料	10,000	2年間以上継続して履修する場合は初年度のみ
履修料	1科目につき 50,000	半期終了科目は 25,000円

学 習 院 大 学
国際文化交流研究科委員会規程（案）

学習院大学国際文化交流研究科委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、学習院大学国際文化交流研究科委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 委員会は、本研究科に所属する教授、准教授、特別任用教授及び講師をもって組織する。

（招集）

第3条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会を組織する者の3分の1以上から要求があった場合には、委員会を招集しなければならない。

3 委員会は、定員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

（議決）

第4条 委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、人事については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（審議事項）

第5条 委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了

二 学位の授与

三 学習院大学大学院学則第45条第1項第3号に基づき、学長が、次の各号に定めるもの。

ア 学生の休学、退学、転学、留学等に関する事項

イ 入学試験、学位論文の審査及び最終試験に関する事項

ウ 研究及び授業に関する事項

エ 教育課程及び試験に関する事項

オ 学生の指導及び賞罰に関する事項

カ 人事に関する事項

キ 各種委員選出に関する事項

ク 学長の諮問事項に関する事項

四 その他本研究科に関する重要事項

（議事録）

第6条 委員会には書記を置き、議事録を作成させる。議事録は、委員長がこれを管理する。

（改正）

第7条 この規程の改正は、委員会の議決による。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、学習院女子大学国際文化交流研究科委員会規程（平成16年4月1日施行）は、令和8年3月31日をもって廃止する。